

# エコアクション21 2004年版準拠

— 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン —

## 食品関連事業者向け マニュアル

平成20年3月

農林水産省総合食料局食品環境対策室

食品循環資源形成推進事業認証制度構築事業

総合検討会

## 目次

はじめに	75
第1章 エコアクション 21 の概要	78
第2章 エコアクション 21 の取組に当たって	82
第3章 環境への負荷の自己チェックの手引き	87
第4章 環境への取組の自己チェックの手引き	89
第5章 環境経営システムガイドライン	91
I. 計画の策定(Plan)	92
II. 計画の実施(Do)	96
III. 取組状況の確認・評価(Check)	100
IV. 全体の評価と見直し(Action)	103
第6章 環境活動レポートガイドライン	104
1. 環境活動レポートの取りまとめ	104
2. 環境活動レポートの公表	105
別表1 環境への負荷の自己チェックシート集	106
別表2 環境への取組の自己チェックリスト	116
参考資料 改正食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	124

# はじめに

## はじめに

### ○環境への取組の勧め

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしをもたらしましたが、その一方で、自然環境に多大な負荷を与え、そのため社会経済システムと自然環境のバランスが崩れ、地球の温暖化や資源の枯渇など、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性があります。

私たちは、このような大量生産・大量消費・大量廃棄の 20 世紀型の社会経済システムを「最適生産・最適消費・最小廃棄」の社会である持続可能な循環型社会へと作り替えていかなければなりません。

このような持続可能な循環型社会の構築に向け、私たち人類の活力の基である「食」に関する取組は重要な課題の 1 つであると言えます。特に食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量の取組（以下、「食品リサイクルの取組」という）が、循環型社会形成に果たす役割は大きく、食品循環資源の再生利用等の食品関連業者は中心を担う存在としてより積極的な取組が求められています。

食品リサイクル法においては、食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売事業者及び飲食店・食事の提供を行う者である食品関連事業者は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準」に従い、食品循環資源の再生利用等の実施率目標を達成することが求められています。

また、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を適切に果たすことも関係する食品関連事業者には求められています。

さらに、食品関連事業者は、その事業に当たって多くのエネルギーや水を消費しています。これらの削減、省資源、省エネルギー、節水等に取組むことは、事業における生産性や歩留まりを向上させることにも繋がります。

### ○環境への取組が取引の条件になりつつあります

環境問題の深刻化に伴い、事業者の環境問題に対する考え方は、近年、より積極的なものへと大きく変化しています。食品リサイクル等の環境への取組を従来の「社会貢献の一つ」という位置付けから、「企業の業績を左右する重要な要素」または「企業の最も重要な戦略の一つ」ととらえて、事業活動の中に明確に位置付けていく動きが拡大しつつあります。

また、環境にやさしい製品やサービスを積極的に購入する「グリーン購入」の取組が急速に広がってきています。

事業者の環境への取組は、このようなグリーン購入の進展、さらには市民の環境意識の高まり、環境規制の強化等により、必須要素になりつつあるとともに、環境への取組

や環境経営システムの構築を、取引の条件の一つとするサプライチェーンのグリーン化の動きが、大手企業を中心に拡大しつつあります。

## ○環境経営システム（環境マネジメントシステム）の必要性

食品関連事業者において、食品リサイクルの取組等の環境への取組を効果的、効率的に行うためには、自らの事業活動を把握・評価し、目標を立て、行動し、この結果を評価して見直すという、「仕組み（経営：マネジメントシステム）」を構築し運用することが有効です。

この環境経営システムを組織内に構築し、運用することにより、環境への取組をより効果的・効率的に推進することができるとともに、組織内の無理や無駄の排除、目標管理の徹底等にも効果をあげることができます。

今や、環境経営システムは、21世紀の事業経営者の必須アイテムとなっています。

## ○本マニュアル作成の背景及び目的

廃棄物の発生を抑制するとともに資源の循環的な利用を促進させることにより、環境への負荷ができる限り低減される循環社会の構築や、わが国の経済社会の持続的な発展を目的として、基本的な事項を定めた循環社会形成基本法が制定され、関連法として各種リサイクル関連法が整備されました。

食品関連のリサイクル法として「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）が定められ、食品関連事業者は、様々な取組を行っています。

については、食品リサイクル等の環境への取組を積極的に行っている食品関連事業者を適正に評価し、その姿勢・努力を広く社会にアピールするとともに、全ての食品関連事業者が食品リサイクル及び環境への取組を行うよう誘導していくために、エコアクション21認証制度に食品関連事業者を対象受審者とする枠を創設するとともに、食品関連事業者向けマニュアルを作成しました。

本マニュアルは、環境省の「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」に準拠し、食品関連事業者の特性を踏まえ、事業者がエコアクション21に認証・登録するための必要事項等を取りまとめたものです。

## マニュアルの構成

本マニュアルの構成は以下のようになっています。

### ◆第1章 エコアクション21の概要

本章は、エコアクション21の特徴や認証・登録制度について説明しています。

### ◆第2章 エコアクション21の取組に当たって

本章は、食品関連事業者がエコアクション21に取り組むに当たっての留意点、取組の手順について解説しています。第2章の内容を参考に、取組に当たっての基本的事項（認証・登録の範囲、組織体制、取組手順など）を決定してください。

### ◆第3章 環境への負荷の自己チェックの手引き

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、自らの事業活動に伴う環境への負荷（食品廃棄物を含む廃棄物排出量、エネルギー使用量、水使用量、二酸化炭素排出量、排水量等）の発生状況を把握するための方法を説明しています。

### ◆第4章 環境への取組の自己チェックの手引き

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、現時点における環境への取組状況（食品廃棄物の発生抑制、再生利用等、省エネ、省資源等）を把握するとともに、今後実施していくべき取組を明らかにするための方法を説明しています。

### ◆第5章 環境経営システムガイドライン

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、エコアクション21の認証・登録を受けるのに必要な環境経営システムを構築する取組について説明しています。

### ◆第6章 環境活動レポートガイドライン

本章は、エコアクション21ガイドラインに則り、エコアクション21の認証・登録を受けるために必要な、環境活動レポートの作成及び公表について解説しています。

### ◆別表1 環境への負荷の自己チェックシート集

食品関連事業者が第3章で説明した環境への負荷の自己チェックを容易に行えるよう、環境負荷項目が例として示しています。

### ◆別表2 環境への取組の自己チェックリスト

食品関連事業者が第4章で説明した環境への取組の自己チェックを容易に行えるよう、具体的なチェック項目が例として示しています。

# 第1章 エコアクション21の概要

## 1. エコアクション21の特徴

エコアクション21は、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象に環境省が策定したガイドラインであり、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版（以下「エコアクション21ガイドライン」という。）」にまとめられています。

このエコアクション21ガイドラインには、大きく以下の3つの特徴があります。

### ○中小企業等でも容易に取り組める環境経営システムです

中小事業者等の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムの在り方を規定しています。

### ○必要な環境への取組みを規定しています

エコアクション21では、必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定しています。さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取組を規定しています。

食品関連事業者においては、さらに食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制、熱回収及び減量の取組み（食品リサイクルの取組）を必須としています。

これらの取組は、環境経営に当たっての必須の要件です。

### ○環境コミュニケーションにも取り組んでいただきます

食品関連事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得るための必要不可欠の要素となっています。そこで、環境活動レポートの作成と公表を必須の要件として規定しています。

食品関連事業者においては、さらに食品リサイクル法に関する実績等の記載が必要となります。

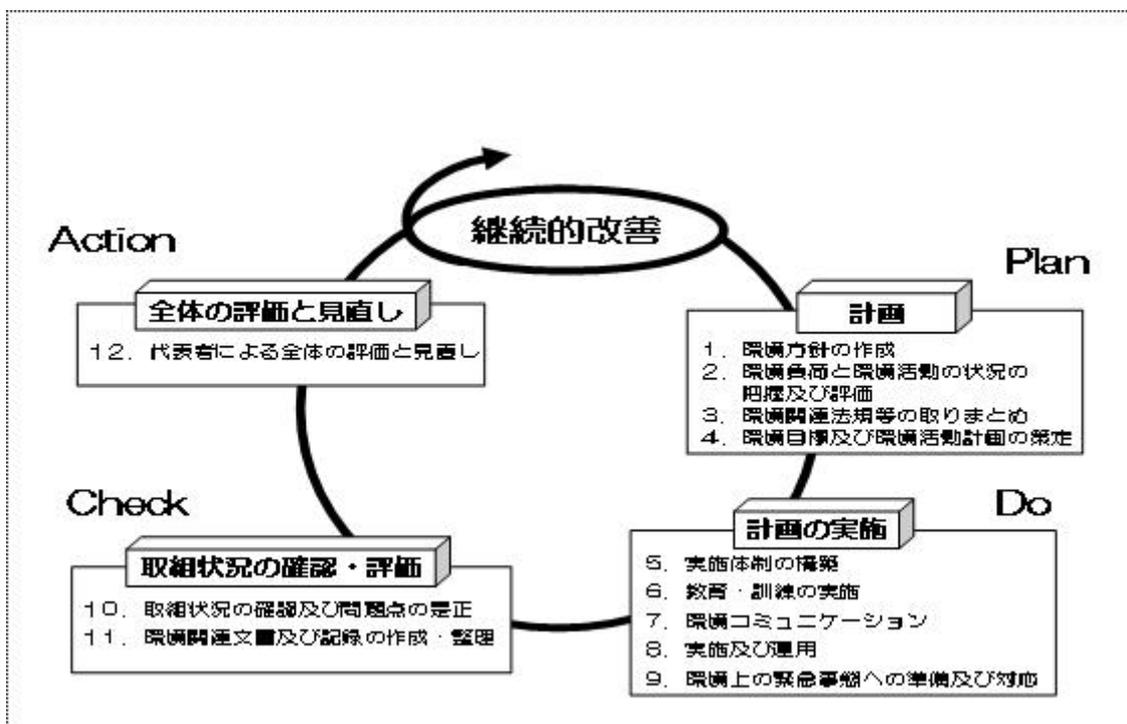
◆「環境経営（環境マネジメント）システム」とは何か？◆

環境経営（環境マネジメント）システム（Environmental Management System）は、組織が環境問題に効果的・効率的に取り組む、環境経営を行うための基本的な仕組みであり、組織全体のマネジメントシステム（組織の経営管理システム）の一部を構成するものです。

環境マネジメントシステムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷：資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等を減らすとともに、環境にやさしい製品やサービスの提供を行い、より良い環境を作っていくために、事業者の皆さんが、

- ① 自主的に環境への取り組み方針と目標等を定め  
(計画=P: Plan)
- ② その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取り組みを行い  
(実施・運用=D: Do)
- ③ システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、改善し  
(点検・是正=C: Check)
- ④ 定期的にシステムを見直していく  
(見直し=A: Action)

のPDCAサイクルを基本とし、これによってシステムと取り組みの継続的改善を図っていくことを目的としています。



## ◆ 環境経営システムを構築すると、どんなメリットがあるのか！◆

今、皆さんの事業所では、次のような問題点はありませんか？

- ルールを決めても、その場限りになってしまって、いつの間にか守られなくなってしまふ
- 事業所の内に、無理や無駄があることがわかってはいても減らせない
- 目標を立てても、なかなか達成できない
- 特定の人に仕事が集中し、その人が休むと仕事が進まない

そんな事業所では、このマニュアルに沿って、取組みを進めてみてください。

PDCA サイクルに基づく環境経営システムを構築して取り組むことは、

- 一人、あるいは特定の人ではなく、全員で取り組む
- その場、その時の取組みではなく、決められたルールに基づいて行動する
- 取組みに当たったの目標を明確にする
- 取組みの結果を、きちんと評価する
- 出来なかった場合は、原因を明らかにする
- 毎日、毎年、取組みを積み重ね、継続する

ということであり、事業所における様々な問題点の改善に役立ちます。

また、併せて、環境経営システムを構築して環境への取組みを行うことにより、

- 省資源、省エネルギー、廃棄物削減によるコストダウン
- 環境汚染や事故による環境リスクの未然防止
- 事業所のイメージアップ
- グリーン購入への対応等の営業力の向上
- 取引先からの信頼の向上

等の効果も期待できます。

そして何よりも、地球や地域の環境を保全し、美しい地球を子供達に引き継いでいくことができます。

## 2. エコアクション 21 の構成

エコアクション 21 は、下の 4 つのパートにより構成されています。

この 4 つのパートに沿って取り組むことにより、幅広い事業者が効率的に環境経営システムを構築することができ、食品リサイクル及び環境に関する取組みの現状把握から、目的・目標の設定、管理、改善、環境コミュニケーションに至るまでの総合的な運用を図ることができます。

### エコアクション 21 の 4 つのパート

1. 環境への負荷の自己チェックの手引き  
(付属)「環境への負荷の自己チェックシート集」
  - ・ 事業活動に伴う環境負荷を把握するための方法
2. 環境への取組の自己チェックの手引き  
(付属)「環境への取組の自己チェックリスト」
  - ・ 環境への取組状況を把握すると共に、  
今後取り組むべき内容を明らかにする
3. 環境経営システムガイドライン
  - ・ 環境経営システムを構築するための要求事項
4. 環境活動レポートガイドライン
  - ・ 環境活動レポートを作成・公表するための要求事項

## 3. エコアクション 21 の認証・登録制度

「エコアクション 21 認証・登録制度」は、エコアクション 21 ガイドラインに基づく認証・登録制度で、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター エコアクション 21 中央事務局（以下「エコアクション 21 中央事務局」という）が実施しています。

エコアクション 21 の 4 つのパートの 1～4 の全てに取り組み、環境経営システムガイドライン及び環境活動レポートガイドラインの要求事項を満たす事業者は、その適合状況についてエコアクション 21 審査人による審査を受けることができ、審査において適合していると認められた場合は、エコアクション 21 認証・登録事業者として登録することができます。

また認証・登録された事業者の環境活動レポートは、エコアクション 21 中央事務局のホームページ<sup>1</sup>で公表されます。

<sup>1</sup> エコアクション 21 認証・登録制度の詳細、及び認証・登録された事業者の環境活動レポートは、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの次の URL にあります。[http://www.ea21.jp/list/ninsho\\_list.php](http://www.ea21.jp/list/ninsho_list.php)

## 第2章 エコアクション21の取組に当たって

### 1. 食品関連事業者におけるエコアクション21認証・登録の基本的要件

食品関連事業者がエコアクション21の認証・登録を受けるに当たっては、以下の基本的要件を満たすことが必要です。

- ①食品廃棄物の再生利用等の実施率目標（「基準実施率<sup>2)</sup>」）を満たす取り組みがなされていること。
- ②本マニュアルに基づき、環境経営システムを適切に構築し、運用・維持していること。
- ③本マニュアルに基づき、食品リサイクル等の必要な環境への取組みを適切に実施していること。特に、食品関連事業者が再生利用等の実施を自ら確認する、いわゆる再生利用のトレーサビリティに取り組んでいること。
- ④本マニュアルに基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること。
- ⑤事業に関連する環境法規（特に廃棄物処理法及び容器包装リサイクル法の特定事業者に該当する食品関連事業者は、容器包装の再商品化義務）を遵守していること。

### 2. エコアクション21の取組みの範囲

エコアクション21の取組みに当たっては、まず、取組みを行う範囲（エコアクション21認証・登録範囲）を明確に決定することが必要です。

エコアクション21に取り組むに当たっては、組織（事業）全体を対象とすることが基本であり、原則として組織や事業の一部だけでの取組みでは、認証を取得することはできません。但し、組織の規模が大きく複数の事業所を有するなど、全体でエコアクション21に取り組むことが難しい場合は、段階的にその範囲を拡大していくことも可能です。これらのことを十分に踏まえて、エコアクション21の取組みを行う範囲（エコアクション21認証・登録範囲）を決定してください。

エコアクション21の審査及び認証・登録に当たっては、「事業者の事業活動の内容（業種・業態・規模）と、認証・登録の対象組織及び範囲、環境への負荷の自己チェックの内容、環境への取組みの自己チェックの内容、環境方針・目標・活動計画の内容、活動レポートの内容が整合していなければならない」ことを基本的な基準としています。

---

<sup>2)</sup> 「基準実施率」については、巻末の参考資料「改正食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を参照してください。

### 3. エコアクション 21 の取組みの体制

エコアクション 21 の取組に当たっては、組織の代表者をトップとする全員参加の取組体制を作ることが必要です。代表者や各計画を実行するための実行責任者の役割、責任及び権限を明確に定めるとともに、組織の一人ひとりが、エコアクション 21 の中でどのような役割を担っているのかを理解しなければなりません。

### 4. エコアクション 21 取組みの手順

#### (1) エコアクション 21 の取組みのフロー

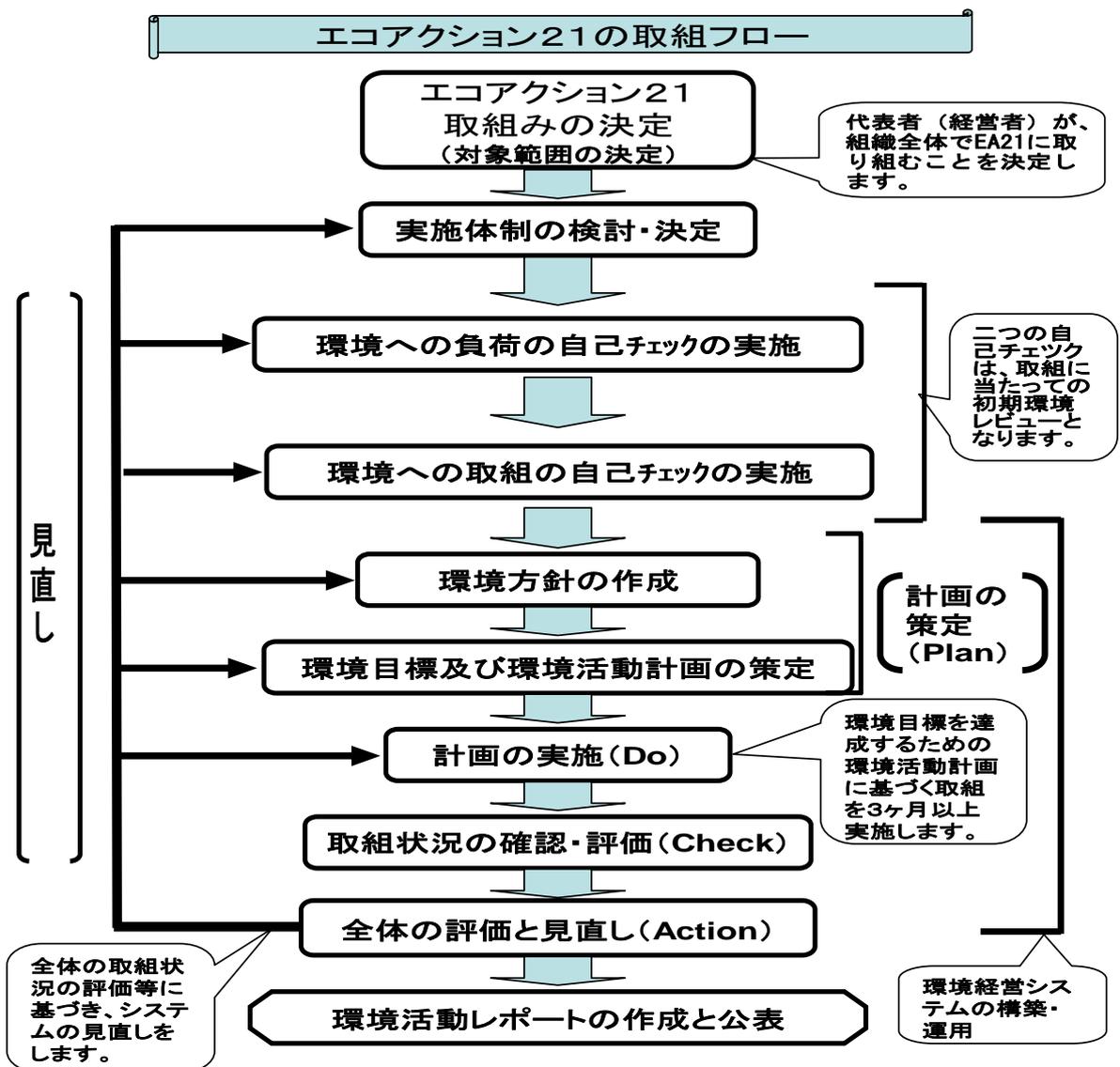
エコアクション21の取組みフローは、次頁の図のとおりです。また、そのポイントは以下のとおりです。

認証・登録に当たっては、その申請前に、エコアクション 21 に則ったシステムを構築し、**3ヶ月から半年程度の間**システムを運用した後、代表者（経営者）の見直しを行い、環境活動レポートを作成していることが必要です。

- ① コアアクション21の取組の対象範囲（認証・登録の範囲）を明確にします。「第2章 2. エコアクション21の取組の範囲」を参照してください。
- ② 環境への取組を実施するために効果的な体制を決定します。「第2章 3. エコアクション21の取組の体制」を参照してください。
- ③ 事業全体の環境負荷（二酸化炭素排出量、廃棄物等総排出量、総排水量（もしくは水使用量）は必須項目）を把握します。食品関連事業者においては、さらに食品廃棄物の量（発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減量量、発生量）を把握します。把握には「環境への負荷の自己チェックシート」が利用できます。環境への負荷は定期的に継続して把握します。
- ④ 環境への取組みを自己チェックします。この自己チェックによって、環境への取組について重点的に実施すべき対策分野が明らかになります。
- ⑤ これらを踏まえて、(i)「環境方針」の策定（経営者が策定）、(ii)「環境目標」（③の環境負荷4項目は必須）の設定、(iii)環境目標を達成するための「環境活動計画」を策定します。環境活動計画では、組織内での取組み体制や環境上の緊急事態への対応も明らかにしておきます。
- ⑥ 適用されている環境関連法規を整理し、遵守していることを確認します。
- ⑦ 環境目標を達成するため、環境活動計画に基づく取組みを開始します。
- ⑧

取組状況を定期的に把握し、適切な評価を行います。把握に当たっては、環境負荷のデータや環境活動計画の進捗状況等について、1ヶ月に一度又は4半期に1度等、自ら定めた間隔で測定、確認等を行い、その結果を評価し記録しておきます（必須4項目の環境負荷の削減によって、光熱水費や廃棄物処理費などのコストが削減されることがわかります）。

- ⑨ 3ヶ月から半年程度、システムを運用したら、経営者は、これまでの取組みを評価・見直し、改善のために必要な指示を行います。
- ⑩ 以上の結果を取りまとめ「環境活動レポート」を作成します。



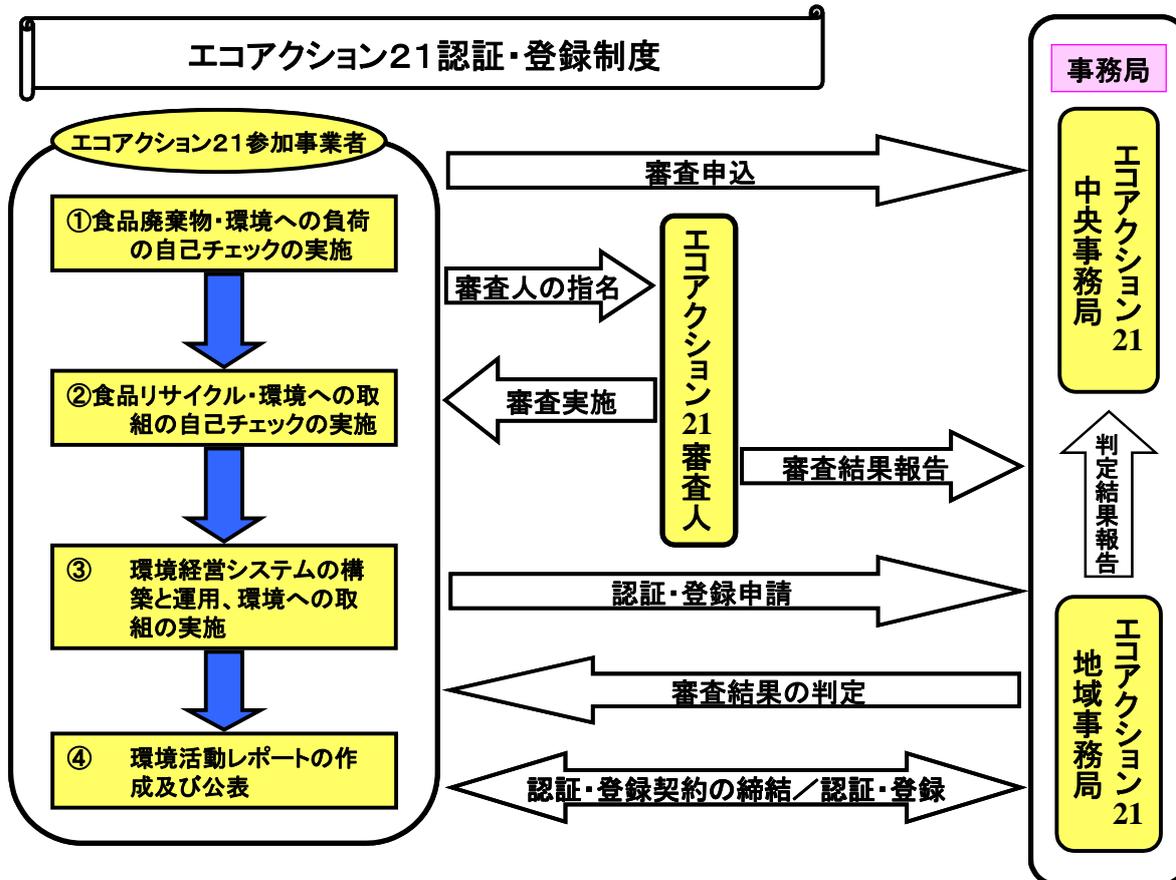
## (2) 認証・登録の手続

エコアクション21による環境への取組みを少なくとも3ヶ月以上行い、経営者による見直しの後、「環境活動レポート」を作成した事業者は、次の手順で認証・登録の手続を行います。

- ⑪ 最寄りのエコアクション21 地域事務局又は中央事務局に作成した環境活動レポートを添えて、審査の申込（申込の様式はエコアクション21 中央事務局及び地域事務局ホームページからダウンロードできます。）をします。その際に審査人を指名します。審査人リストは、エコアクション21 中央事務局ホームページに掲載されています。
- ⑫ 審査人により、ガイドラインへの適合状況について審査を受けます。審査に当たって、審査人は、受審事業者と協議の上、予め審査計画書を作成します。審査は、書類審査と現地審査です。審査費用は、エコアクション21 中央事務局及び地域事務局のホームページに標準審査工数が掲載されていますので参照してください。
- ⑬ エコアクション21 中央事務局又は地域事務局の判定委員会において、審査人が作成した審査報告書や環境活動レポートなどから認証の可否を判定します。
- ⑭ 受審事業者とエコアクション21 中央事務局との間で、認証・登録契約の締結及び認証・登録料の支払いを経て、財団法人地球環境戦略研究機関理事長から認証・登録証が発行されるとともに、事業者名及び環境活動レポートがエコアクション21 中央事務局のホームページで公表されます。また、認証・登録事業者は、エコアクション21 ロゴマークを使用することができます。

以上が認証・登録までの基本的な手順です。認証・登録期間は2年間で、約1年後に「中間審査」を受け、2年後までに「更新審査」を受けることによって認証・登録は更新されます。中間審査及び更新審査には所定の審査費用が、認証・登録の更新の際には認証・登録料が、それぞれ必要となります。

エコアクション21認証・登録制度は下記の図の通りとなっています。



## 第3章 環境への負荷の自己チェックの手引き

エコアクション 21 の取組みに当たっては、自らの事業活動に伴って、環境への負荷がどの程度発生しているのかを把握することが重要です。食品関連事業者においては、どれだけの食品廃棄物を発生・排出しているのかを把握することが特に重要です。

**環境への負荷の自己チェック**では、環境負荷を簡易な手法で計算する方法を示しています。

環境負荷を把握する際には、自らの事業活動の各プロセスにおいて、「**環境に大きな影響を与えていると思われるものは何か**」を検討し、これを踏まえて把握する項目を選択することが重要です。まず、事業活動の一連の流れを整理し、各段階の活動から生じる環境負荷を洗い出してみることが有効です。各段階で何を投入し、何が大気や水等に排出されているかを整理したうえで、重要と思われる環境負荷項目を把握します。それらを別表 1 に取りまとめます。

なお、**二酸化炭素排出量、廃棄物等総排出量及び総排水量（水使用量）の 3 項目の把握は必須（全業種共通）**となっており、食品関連事業者においては、さらに食品廃棄物の発生量、発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減少量、再生利用等の実施率の把握が必須となっています。

また、チェックシートの環境負荷項目以外に固有の環境負荷がある場合は、その環境影響の大きさ、重要度に応じて環境負荷項目を追加し把握するようにしてください。

併せて、守るべき法規制や業界団体等の動向にも配慮し、対応すべき環境負荷に漏れがないようにすることも必要です。

さらに、周辺の住民や消費者、地方公共団体等の関係者の意見を聞いてみることも役立つでしょう。

なお、地方公共団体に問い合わせる等して、周辺地域での汚染等環境問題の状況を調べ、周辺の環境問題と自らの活動の関係を考えてみることも、評価項目を選ぶ上で参考となります。

### チェックシートの使い方

- ・別表 1 に示しているチェックシートは、環境への負荷の自己チェックが容易になるように示したものです。個々の食品関連事業の状況に応じて、項目、排出係数、単位等について、必要な場合は修正することができます。重要なことは、年々の負荷量を同じベースで容易に比較できるようにしておくことです。
- ・チェックシートは、単年度の環境負荷量を算定する形になっていますが、可能な項目については、2～3 年のデータを整理し、対前年度比や排出量等の推移を把握し、どのように改善されているか等の評価を行って、計画の作成や取組みに活かすことが重要です。

- ・チェックシートには、「活動規模あたり」の負荷量を記入する欄が設けられています。これは、事業活動の規模が変化する場合にも、環境への取組みの効果を把握できるようにするためです。売上高あたり、生産量あたり、出荷額あたり等、様々な指標が考えられますので、事業者の特性に応じて、適切なものを選んでください（すべてを計算する必要はありません）。

### データの集め方

- ・必要な情報、データの収集整理に当たっては、経理関係のデータや行政の指定統計、マニフェスト伝票等、事業所内に既にある情報を有効に活用します。
- ・資料は、それぞれの担当部署にバラバラに保管されていたり、伝票ベースでしか保管されていない等、初めは、収集・整理に時間がかかるかもしれません。社内にある環境関連情報を一度、環境の面から整理して、担当者が管理・把握できる仕組みを整備することが望まれます。
- ・データは月単位程度の短い周期で把握できれば、目標の設定の際により有効です。
- ・少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるデータがあるとよいのですが、仮にそのようなデータがない場合は、以後、適切なデータ管理を行うようにしましょう。

### 活用できる社内情報の例

- ・原材料の使用量、購入量、金額等の伝票
- ・エネルギー、資源、原料の使用量、購入量、金額等の伝票
- ・マニフェスト伝票
- ・廃棄物処理委託会社等への支払い伝票
- ・コピー機のカウンター数値、保守契約料、支払い伝票
- ・設備使用書、説明書
- ・化学物質保管管理表
- ・大気汚染物質排出量総合調査票の写し
- ・水質汚濁物質排出量総合調査票の写し
- ・計量証明書

## 第4章 環境への取組みの自己チェックの手引き

環境への取組みの自己チェックは、現時点での取組み状況を認識することにより、今後実施していくべき具体的な取組みを明らかにすることを目的としています。

別表2のチェックリストは、食品関連事業者向けに作成されていますが、該当しない項目や関連のない項目もありますので、その場合には「/」を記入してください。

関連があると判断できる場合には、それぞれのチェック項目について、以下のように記入してください。

・既に取り組んでいる項目には	.....	○
・ある程度取り組んでいるが、さらに取組みが必要な項目には	.....	△
・取り組んでいない項目には	.....	×

自己チェックの結果、「△」、「×」が付された項目のうち、今後重点的に取り組んでいく必要があると考えられる事項は、第5章の環境経営システムにおいて設定する環境目標とし、重点的に取り組むことを検討してください。

また、チェックの結果は保存しておき、毎年の取組みの進展の把握に活用して下さい。

なお、チェックリストは以下のような構成になっています。

### 【 環境への取組みチェックシートの構成 】

食品リサイクル等の取組みに関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の開発等における食品リサイクル・環境への配慮</li> <li>・食品廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理</li> <li>・トレーサビリティ（追跡確認）及び再資源の使用</li> <li>・食品循環資源の再生利用への取組み</li> </ul>
事業活動へのインプットに関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー、新エネルギー使用の拡大</li> <li>・省資源、グリーン購入</li> <li>・節水、水の効率的利用</li> </ul>
事業活動からのアウトプットに関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素の排出抑制、大気汚染等の防止</li> <li>・排水処理</li> <li>・輸送に伴う配慮</li> <li>・産業廃棄物の委託処理、マニフェスト</li> <li>・一般廃棄物の委託処理、マニフェスト</li> </ul>
環境経営システムに関わる項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕組み・体制の整備</li> <li>・環境教育、環境保全活動の推奨等</li> <li>・情報提供、社会貢献、地域の環境保全</li> <li>・環境ビジネス、技術開発</li> <li>・投資・融資における食品リサイクル・環境配慮</li> </ul>

◆ 環境への取組みのチェックに当たっての留意事項 ◆

前頁の方法により取組みの自己チェックが行えますが、さらに進んだ取組みを行おうとする事業者の方は、次のような方法で、定量的に取組み状況を把握することもできます。

◎ 点数化して全体の進捗状況を集計する方法

「○」「△」「×」の数を集計し、自らの取組みに点数をつけて評価するのも有効な方法です。

例えば、各項目毎に環境への取組みに対する重要度を設定し、合わせて取組み状況「○」「△」「×」を点数化して、以下のように評点することもできます。

①『○』『△』『×』のいずれかのチェックが入った項目について、点数付けする  
 <重要度>

- 環境保全に、**重大な**効果がある項目を・・・3点
- 環境保全に、**かなり**効果がある項目を・・・2点
- 環境保全に、**多少**効果がある項目を・・・1点

※ **重大な・かなり・多少**の判断は、自ら行ってください。

②上記①でつけた点数に次の点数を乗じる。

- 『○』の項目は・・・2点
- 『△』の項目は・・・1点
- 『×』の項目は・・・0点

《例》「重大な効果がある」と判断した項目が『○』である場合 …  $3 \times 2 = 6$  点

「かなり効果がある」と判断した項目が『×』である場合 …  $2 \times 0 = 0$  点

「多少、効果がある」と判断した項目が『△』である場合 …  $1 \times 1 = 1$  点

③『/』を除く全項目について、上記②で得た点数を合計する。

この数値を「食品リサイクル・環境保全取組み度数」とし、これを基に年々の環境への取組み状況を比較する。

◎重要な項目について指標を設定する方法

チェックリストの中で、事業者自身が特に重要であると考えられる項目がある場合には、その項目についての取組み状況を表す指標（環境目標）を自ら決めて、その進捗状況を定量的、また、継続的に把握していくことも考えられます。特に、第3章の「環境への負荷の自己チェック」でカバーされていない分野については、こうした取組みは有効です。

参考までに例をあげれば、次のような指標が考えられます。個々の事情に合わせて、工夫して下さい。

○ 低公害車への代替の割合 (例：低公害車保有台数／自動車保有台数)	←	「輸送に伴う環境負荷の低減」
○ 食品リサイクル等の環境への取組みに必要な教育を受けた社員の割合 (例：環境研修受講人数／全社員数)	←	「環境への取組みのための仕組・体制の整備」
○食品循環資源から作られた堆肥を利用して栽培した食品の使用量 (例：堆肥を利用して栽培した食品の使用量／食品材料の使用量)	←	「食品循環資源の再生利用への取組み」

## 第5章 環境経営システムガイドライン

エコアクション 21 では、環境経営システムに関するガイドラインを定めています。

エコアクション 21 に取り組み、認証・登録を受ける食品関連事業者は、この環境経営システムガイドラインの要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが必要ですので、本マニュアルを熟読してください。本マニュアルでは食品関連事業者が実施すべき環境経営システムについて記載しています。

### ポイント 1：環境経営システムの必須項目は 12 項目です

環境経営システムガイドラインは、計画(Plan)、計画の実施(Do)、取組み状況の確認・評価(Check)及び全体の評価と見直し(Action)の PDCA のサイクルを基本とし、全体では 12 項目より構成されています。

この PDCA サイクルを繰り返すことによって、環境経営システムをより良く改善していくとともに、食品リサイクル等の環境への取組みの効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより「継続的な改善」を図っていきます。

### ポイント 2：必須項目毎に要求事項を規定しています

ガイドラインの中で の中の「〇〇する。」と規定している事項は、構築、運用すべき環境経営システムの具体的な要求事項となっています。認証・登録を受けるためには、このすべての要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが求められます。

### ポイント 3：必須項目毎に要求事項の解説をしています

ガイドラインでは、必須項目毎に、その要求事項の内容についての解説を記載しており、このマニュアルでは、食品関連事業者が具体的にどのようなことを行うことが望ましいのかを例示しています。解説を参考にして、エコアクション 21 環境経営システムを構築、運用してください。

### ポイント 4：より積極的な取組みを進めるための推奨事項を記載しています

推奨事項は、要求事項ではありませんが、食品関連事業者において可能であれば取り組むことが望ましい内容を記載しています。ただし、規模が比較的大きな組織においては、環境経営システムを効果的に運用するための取組として、審査人や判定委員会の判断等により要求事項に準じたものとして取組をお願いする場合があります。

## I. 計画の策定 (Plan)

環境負荷の削減、食品リサイクル等の環境への取組みの推進等の活動をどのように行っていくかを具体的に計画するのが「I. 計画 (Plan)」の段階です。計画が適切に策定されていなければ、その結果の評価や見直しを適切に行うことができません。「環境への負荷の自己チェック」、「環境への取組みの自己チェック」の結果を踏まえて、無理のない、適切な計画を策定することが望まれます。

### 1. 環境方針の作成

**代表者(経営者)は環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。  
環境方針は、環境への取組みの基本的方向を明示し、すべての従業員に周知する。**

[解説]

環境方針は、組織が自主的、積極的に環境経営（環境への負荷の削減と、環境への取組みの推進）に取り組み、継続的に、環境負荷の削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約（約束）であるとともに、組織の環境活動の基本的方向、つまり枠組みを示すものです。

環境への取組みの基本的方向とは、組織が、環境への取組みを進めるに当たっての基本的な枠組み（重点的に取り組むべき分野）のことであり、自らの事業活動を踏まえた取組みの方向性を明示することです。

環境方針の作成に当たっては、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表したものであることが期待されます。

全従業員の周知については、掲示や会議、朝礼等を活用するなど、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことが必要です。

なお、環境方針には、制定日を必ず入れ、可能であれば代表者（経営者）が署名します。

推奨事項

- ・ **環境** 方針において、関連する法規制等の遵守を誓約する
- ・ **環境** 方針は、自らの事業活動に見合ったものであること

◎食品関連事業者では、各業種における食品廃棄物及び食品リサイクルに関する内容を環境方針に盛り込むことが必要です。

環境方針の例について、下記に示しました。

- ・ 食品製造事業者；「食品の製造工程の改善により、原材料ロスを削減します」
- ・ 食品卸売事業者；「食品の品質管理の向上、配送や保管方法の改善により食品廃棄を低減します」
- ・ 食品小売事業者；「受発注管理の向上、消費・賞味期限の有効活用、仕入れや販売方法の改善により売れ残りを削減します」
- ・ 飲食店事業者；「メニュー、盛り付け等の工夫により食べ残しを削減します」、  
「調理方法の改善等により調理くずを削減します」

数値目標等を掲げる必要はありませんが、事業活動の特色が伝わるように、取組みの基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。

また、推奨事項の「自らの事業活動に見合った」とは、例えば食品廃棄物の処理に直接に係る適正処理やリサイクル等だけでなく、工場や事業所での省資源・省エネルギー・公害防止なども視野に入れることが期待されます。

## 2. 環境負荷と環境への取組み状況の把握及び評価

**事業活動に伴う環境負荷を把握するため「環境への負荷の自己チェック」を実施し、その結果を踏まえ、経営上取組みの対象とすべき環境負荷を特定する。**

**食品廃棄物を含む廃棄物発生量・排出量、二酸化炭素排出量及び総排水量(水使用量)は必ず把握する。**

**環境への取組み状況を把握・評価するため「環境への取組みの自己チェック」を実施する。**

### 〔解説〕

事業活動に伴う環境負荷(食品廃棄物を含む廃棄物をどの程度発生・排出しているか、どのような資源・エネルギーをどの程度消費しているか、その他どのような環境負荷物質を排出しているか等)を把握して、評価し、経営上取組みの対象とすべき環境負荷を特定することは、適切な環境への取組みを行うための第1歩です。

環境への負荷の把握及び評価については、第3章の「環境への負荷の自己チェック」を実施します。

なお食品廃棄物を含む廃棄物発生量・排出量、二酸化炭素排出量及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。

さらに、第4章の「環境への取組みの自己チェック」を用いて、現在どのような環境への取組みを行っているかを把握し、今後どのような取組みを行うべきかを評価します。

また、認証・登録の対象範囲が複数のサイトにまたがる場合は、サイト毎に環境負荷を把握します。

◎ 食品関連事業では、発生した食品廃棄物量、その再生利用量、最終処分量などの適正な把握と、これに関する食品リサイクル等の取組み状況の評価が何よりも重要と考えられます。

## 3. 環境関連法規等の取りまとめ

**事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理し、取りまとめる。**

## 〔解説〕

食品リサイクル法、容器包装リサイクル法などの環境関連法規等の取りまとめに当たっては、農林水産省および環境省ホームページ、事業所所在地の都道府県、政令市ホームページでの情報収集、事業所所在地の地方公共団体に問い合わせること等も一つの方法です。また、環境関連法規等は常に最新の情報を取得することが必要です。

適用される環境関連法規等については、具体的な順守項目、順守するための手続、例えば届出先や測定の頻度、方法、管理者等を一覧表にして取りまとめます。

### 推奨事項

- ・規制遵守のために自主的な目標値等を定めて管理する
- ・環境関連法規を具体的に遵守するための手続、例えば測定の頻度、方法、責任者等を定めた手順書を作成する

◎ 食品関連事業では、関係する主な環境関連法規等として以下のものが挙げられます。

### 【環境関連法規】

#### ①廃棄物・リサイクル対策関係法規

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 等

#### ②地球温暖化対策・省エネルギー関係法規

地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） 等

#### ③公害対策関係法規

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、下水道法、悪臭防止法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法等

#### ④化学物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）、化学物質排出把握管理促進法（MSDS制度）、労働安全衛生法等

#### ⑤条例及びその他の規制

地方公共団体が定める産業廃棄物の処理や処理施設の設置等に関する条例及び要綱 等

### 【その他の関連法規】

建築基準法、道路運送車両法、消防法等

## 4. 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境への負荷及び環境への取組み状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。  
環境目標は、可能な限り数値化する。

### 〔解説〕

環境目標においては、「いつまでに、何を、どの程度行うか」を、環境活動計画においては、「いつまでに、誰が、何を、どの程度、どのように行うか」を策定します。

策定に当たっては、「2. 環境への負荷と環境への取組み状況の把握及び評価」の結果を踏まえるとともに、環境方針で明示した環境への取組みの基本的方向と整合させます。

エコアクション21では、原則として二酸化炭素排出量削減（省エネルギー）、廃棄物排出量削減（あるいはリサイクル推進）及び総排水量削減（節水）の目標を必ず策定します。食品関連事業者はさらに食品リサイクルに係る目標（再生利用等の実施率）を策定することが必要です。

環境目標は、3～5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の短期目標を策定するとともに、可能な限り数値化し数値化できない場合でも可能な限り明確な目標を策定します。

具体的な環境目標としては、例えば「平成14年度を基準として、平成21年度末までに、全社で食品廃棄物発生量を10%削減する、平成19年度は、全社で3%、100トン削減する」等が考えられます。

そして、単年度の目標に対応した具体的な達成手段（具体的な取組み内容）、スケジュール及びそれぞれの計画の責任者と担当者を環境活動計画として策定します。

- ◎ 食品関連事業では、いかに食品廃棄物の発生を抑制するか、発生した食品廃棄物の再資源化をいかに促進するか、食品廃棄物をいかに減量し、最終処分量をどれだけ削減できるかが大きな課題であり、これらに関する環境目標及び環境活動計画を策定します。

具体的な達成手段としては、「ロスの出ない製品開発」、「製造量に合わせた仕入れ」、「販売状況に合わせた調理、販売法」、「分別を徹底する」、「今まで焼却していた食品廃棄物を、新たにリサイクル業者に引き渡して再生利用する」、「設備を改善する」等が考えられます。スケジュールとしては例えば「リサイクル業者の調査を〇月、現地見学を〇月、見積もりを〇月」等が考えられます。

環境目標及び環境活動計画は、関係する従業員に周知し、毎年度、見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、速やかに改定します。

なお、環境負荷の状況によっては、取組が進み、技術的あるいは経済的にこれ以上の削減が難しくなる場合も考えられます。そのような時は、継続的な取組を実施しつつ定期的な監視・測定のみを適切に行います。

### 推奨事項

- ・ 組織の規模等に応じ、組織全体の目標、部門別の目標を策定する。

## II. 計画の実施 (Do)

環境目標及び環境活動計画を達成するための仕組みを整備するとともに、これを実行するのが「II. 計画の実施 (Do)」の段階です。計画を適切に実施するための具体的なルールを決めることも含まれます。

### 5. 実施体制の構築

**エコアクション 21 環境経営システムを構築・運用し、食品リサイクル等の環境への取組みを実施するために効果的な実施体制を構築する。  
実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全員に周知する。**

〔解説〕

効果的な環境経営システムを構築・運用するためには、代表者や各計画を実行するための実行責任者の役割、責任及び権限を明確に定めることが必要です。組織の一人一人が、環境経営システムの中でどのような役割を担っているのかを適切に認識するよう、構築した組織体制を従業員に周知します。

また、組織の代表者は、単に「かけ声」をかけるだけでなく、食品リサイクル等の環境への取組みを適切に実行するための資源を用意しなければなりません。資源とは、いわゆる「人・もの・金」のことで、食品リサイクル及び環境への取組みを実施するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備します。

さらに、代表者は、必要な場合は環境管理責任者を任命します（小規模な組織では代表者が兼任してもよい）。環境管理責任者は、代表者に代わってガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築・運用し、その状況を代表者に報告します。したがって環境管理責任者は、代表者に代わり、環境経営システム全体の構築・運用に責任を持つとともに、必要な権限が与えられます。

### 6. 教育・訓練の実施

**エコアクション 21 の取組みを適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。**

〔解説〕

環境への取組みを適切に実施するためには、すべての従業員が、組織の環境方針を理解するとともに、自らの役割や実施しなければならない取組みについて十分に認識することが必要です。また、環境問題（食品廃棄物等）の現状や環境経営の意味を知り、何故、環境活動を実施しなければならないかを理解することも重要です。

全従業員を一律に教育するのではなく、それぞれの業務や役割等に応じ、必要な教育・訓練を適切に実施することが必要です。

研修の例としては、

- ・ 全従業員：環境問題の現状、エコアクション 21 における環境への取組みの意義等  
組織の環境方針、全社共通の環境目標及び環境活動計画の内容、手順、担当する業務に関連した環境目標及び環境活動計画の内容、手順
- ・ 管理職：各自の役割、責任及び権限  
環境経営システムの概要  
環境への取組みを行う意義  
部門の環境目標及び環境活動計画の詳細
- ・ 法規制に関連する業務の担当者：法規制の詳細、順守手順  
施設のエネルギー管理者：設備等の管理手順  
食品廃棄物管理者：食品廃棄物の廃棄の手順  
法規制に関連する業務の担当者：規制の詳細、順守手順

等が考えられます。

#### 推奨事項

- ・ 教育・訓練の年間計画を策定し、階層別、職種別等、適切なプログラムで実施する
- ・ 法律遵守、緊急事態への対応等、一定の技術や資格が必要な場合は、これに必要な教育、訓練を行う

## 7. 環境コミュニケーション

**環境活動レポートを作成し、公表する。**

**外部からの環境に関する苦情や要望を受け、必要な対応を行う。**

#### 〔解説〕

事業者が環境への取組み状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。環境活動レポートにより、積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。

また、外部からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応することが必要です。

環境コミュニケーションの結果等は記録します。

#### 推奨事項

- ・環境に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を策定する
- ・環境活動レポートを冊子にして、事業所周辺の方々、行政機関等に積極的に配布し、説明を行う
- ・環境活動レポートを自社のホームページ上で公表する
- ・環境活動レポートを環境省が設置する「環境報告書データベース」に登録する
- ・組織の内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システムや環境問題に関する情報を従業員に伝達し、改善の提案等を収集する手順を策定する
- ・資材等の納入業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組みを要請する

## 8. 実施及び運用

**環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組みを実施する。**

#### 〔解説〕

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組みを、適切に実施します。必要な場合は、実施に当たっての手順等を文書にして定めます。

#### 推奨事項

- ・実施及び運用に当たって必要な場合は、運用手順を定める

## 9. 環境上の緊急事態への準備及び対応

**環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的な訓練を実施する。**

#### 〔解説〕

食品廃棄物の大量発生に繋がる製造工程上のトラブル、配送時の事故、保存管理の事故等、天災等による油の流出など、環境上の緊急事態が発生する可能性があります。大量の食品廃棄物の発生や環境に重大な影響を及ぼすような緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、被害や汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。

また、その対応策が効果的であるかどうか、例えば食品廃棄物の発生や環境への影響

が最小限に食い止められるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡がスムーズにできるか等、可能な範囲で事前にテストするとともに、定期的にその訓練を行います。

さらに、緊急事態の発生やテストの後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要があれば改善を行います。

### Ⅲ. 取組み状況の確認・評価（Check）

環境方針とそれに基づいた環境活動計画の取組み状況を適切な頻度で確認（監視・測定）し、これを評価して、問題があれば是正処置を行い、また問題が発生しないように予防処置を実施します。

また、環境目標が達成できない場合（達成が難しいと想定される場合）は、その原因を調査分析し、目標の見直しを含め、必要な対策を実施することが必要です。目標が達成できないことよりも、その原因が解明できないこと、問題がある状態を放置したままにしておくことの方が問題であるとの認識を持つことが重要です。

#### 10. 取組み状況の確認及び問題の是正

**環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況を、定期的に確認・評価する。  
食品リサイクル法などの環境関連法規等の順守状況を定期的に確認する。  
環境目標の達成及び環境活動計画の実施状況に問題がある場合は、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。**

##### 〔解説〕

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況、法律等の順守状況について、これらを定期的に確認（監視・測定）の上、評価します。

環境目標の達成状況については、途中段階での達成状況を適切に判断する目安（指標）を設定するなど、このまま取組みを継続した場合、目標が達成可能かどうかについて評価します。また、実施状況については、環境活動計画に沿った取組みが、定められた責任、役割のもと、スケジュール通りに推進されているか、法律等については、その順法性を確認・評価します。

定期的に行う確認の頻度は、確認する内容により、年に1回、四半期に1回、毎月1回、毎日等、それぞれの内容に応じて適切な頻度で行うようにします。

確認・評価した結果については、担当者から責任者へ報告し、必要に応じて適切な対応策を講じる必要があります。そのために、結果の報告手順として、作業担当者から、作業責任者、さらに管理職の責任者、エコアクション21の実行責任者である環境管理責任者や代表者への報告というように、誰に、どの頻度で報告するかを決めておくことが必要です。

確認・評価の結果、目標の達成状況、取組みの実施状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。是正処置及び予防処置の実施に当たっては、問題そのものよりも問題が起きた原因を究明することが重要であり、例えば原因は、作業手順が明確でないことによるのか、測定器具の不具合によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていないためか、そもそも目標や計画に

無理があったためか等、明確にする必要があります。

また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も重要です。

なお、エコアクション 21 の認証・登録を受けようとする場合、基本的要件として、環境関連法規等の順守が確認できることが条件となります。

特に食品関連事業者は、第 2 章の 1 に規定したように、食品廃棄物の再生利用等の実施率目標（「基準実施率」）を満たす取り組みがなされていること、容器包装リサイクル法の特定事業者に該当する場合は容器包装の再商品化義務を履行していることが要件となります。そのためにも、確実にチェックを行うことが必要です。

#### 推奨事項

- ・どのような場合に是正処置や予防処置を行うのか、誰が是正処置や予防処置を行うかを、予め決定しておく
  - ・必要に応じて監査チームを編成し、年に 1 回以上、環境経営システムの全体の状況を監査し、自己評価する
- \* 取り組み状況の確認・評価を客観的に実施するため、可能な場合は、年に 1 回以上、環境経営システムの全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインの要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか（あるいは達成できるか）、環境活動計画が適切に実施され、成果があがっているか等を第三者的立場から監査の上評価し、その結果を、代表者及び環境管理責任者に報告します。

## 11. 環境関連文書及び記録の作成・整理

**エコアクション 21 の取り組みを実施するのに必要な文書を作成し、整理する。**  
**エコアクション 21 の取り組みに必要な記録を整理する。**

#### 〔解説〕

文書は、作成の責任者（改訂の権限を有する者）及び発行日付を明らかにし、有効期限のあるものは明確にします。

エコアクション 21 の取り組みに必要な文書には以下のものがあります。なお、文書の整理は、紙ベースではなく、電子媒体でもかまいません。

- ・環境方針
- ・環境目標
- ・環境活動計画
- ・環境関連法規の取りまとめ
- ・実施体制（組織図に役割等を記したものでも可）
- ・緊急事態の想定結果及びその是正措置（対応策）
- ・環境活動レポート

記録には以下のものがあります。

- ・「環境への負荷の自己チェック」の結果
- ・「環境への取組みの自己チェック」の結果
- ・環境関連法規等の順守状況のチェック結果
- ・外部からの苦情等の受付結果
- ・環境上の緊急事態の訓練結果
- ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・代表者による全体の取組み状況の評価及び見直しの結果

#### 推奨事項

可能な場合は作成することが望ましい文書としては、以下のものがあります。

- ・ 教育・訓練計画
- ・ 取組みの手順書
- ・ 必要に応じて環境経営システムを構築・運用するために組織が定めたルールを取りまとめたもの（例えば環境経営マニュアル）
- ・ 手順書や環境経営マニュアル等の文書は、改廃の手続きを定め、古いものは撤去するか、誤使用の無いようにし、定期的に見直し最新のものとする
- ・ 記録は、記録の保存期間を決め、分かりやすく整理して保管するとともに、記録の紛失や損傷を防ぐ方法を定める

## IV. 全体の評価と見直し (Action)

### 12. 代表者による全体の評価と見直し

**代表者(経営者)は、エコアクション 21 全体の取組み状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。**

〔解説〕

代表者は、エコアクション 21 の全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求め、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組みは適切に実施されているかを評価します。

代表者は評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断し、必要な指示を環境管理責任者に行います。見直しは、少なくとも毎年 1 回以上定期的を実施し、その結果を記録します。

## 第6章 環境活動レポートガイドライン

本章は、エコアクション21における環境活動レポートのガイドラインとなっています。エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける事業者は「環境活動レポート」を取りまとめ、公表することが必要です。

環境活動レポートを取りまとめて公表することは、社会のニーズであるとともに、組織の環境活動を推進し、組織が社会からの信頼を得ていくために必要不可欠となっています。

しかし、環境活動レポートは、あくまでも社会的な説明責任に基づくものであり、環境活動の宣伝のためのパンフレットではありません。ですから、必要事項を正確に、包み隠さず記載することが重要であり、情報公開に対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得、組織が存続していくための方策の一つと言えます。

特に、虚偽記載をしたり、自らに都合の悪い情報を隠したりすることは、かえって信頼性を失墜させることにもつながりかねません。

また、環境活動レポートの作成に当たっては、段階的に記載内容を充実させていくとともに、必要に応じて取引先、地方公共団体、地域の消費者団体や環境NGO、顧客、株主、従業員等の利害関係者に配布することが必要です。

### 1. 環境活動レポートの取りまとめ

次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを取りまとめる。

①環境方針

②環境目標とその実績

(食品廃棄物の再生利用等の実施率目標及びその実績を含む)

③主要な環境活動計画の内容

(食品廃棄物の発生抑制、再生利用等の取組を含む)

④環境活動の取組み結果の評価

⑤環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(食品リサイクル法の遵守状況を示す実績を記載する)

[解説]

具体的にどのような形式の環境活動レポートを作成するかは、基本的に各事業者の創意工夫に委ねられています。

また、上記5項目以外に、組織の概要に関する以下の情報は、必ず記載するようにお願いします。

- ・事業所名及び代表者氏名
- ・所在地

- ・環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
- ・事業活動の内容についての簡単な記述
- ・事業の規模（売上高、生産量、従業員数、事業所の延べ床面積など、事業の規模がわかる情報）

環境活動レポートは、エコアクション 21 の審査を受ける際に必ず必要となりますが、その後は、毎年、作成することが望まれます。

◎食品関連事業者においては、食品サイクル法に関する全社的な食品廃棄物の発生量及び再生利用等の実施率、実績値に関する内訳等について、環境活動レポートに記載することが必要です。

## 2. 環境活動レポートの公表

環境活動レポートを、事業所において備え付け、一般の閲覧を可能にして公表する。さらに事務局に送付する(事務局が取組み事業者名及び環境活動レポートを公表する)。また、可能な場合は、自社のインターネットホームページまたは冊子において公表する。

### 〔解 説〕

作成した環境活動レポートは、事業所等に備え付け、外部から要請があった場合は、必ず閲覧できるようにしてください。

また、エコアクション 21 事務局では、登録事業者名を公表するとともに、環境活動レポートを公開します。

これら以外の公表方法については、それぞれの事業者の創意工夫で行ってください。

### 《参 考》

既に、認証・登録された事業所の環境活動レポートがエコアクション 21 中央事務局より公表されています ([http://www.ea21.jp/list/ninsho\\_list.php](http://www.ea21.jp/list/ninsho_list.php))。

## 別表1 環境への負荷の自己チェックシート集

### 1. 事業の規模

活動規模	単位	年	年	年
主要製品生産量	t			
売上高	百万円			
従業員	人			
床面積	m <sup>2</sup>			
( )	( )			
( )	( )			
( )	( )			

## 2. 環境への負荷の状況（取りまとめ表）

		単位	年	年	年
① 総エネルギー投入量	購入電力	MJ			
	化石燃料	MJ			
	新エネルギー	MJ			
	その他	MJ			
② 総物質投入量	資源投入量	t			
	循環資源投入量	t			
③ 水資源投入量	上水	m <sup>3</sup>			
	工業用水	m <sup>3</sup>			
	地下水	m <sup>3</sup>			
④ 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	Kg-CO <sub>2</sub>			
	( )	Kg-CO <sub>2</sub>			
	( )	Kg-CO <sub>2</sub>			
⑤ 化学物質排出量・移動量	大気への排出	t			
	公共用水域への排出	t			
	土壌への排出	t			
⑥ 総物質投入量	資源投入量	t			
	循環資源投入量	t			
⑦ 廃棄物等総排出量	再使用	t			
	再生利用	t			
	熱回収	t			
	単純焼却	t			
	その他	t			
	食品廃棄物等の発生量	t			
	食品廃棄物等の発生抑制の実施量	t			
	食品循環資源の再利用の実施量	t			
	食品循環資源の熱回収の実施量	t			
	食品廃棄物等の減量の実施量	t			
	食品廃棄物等の再生利用等実施率	%			
	⑧ 廃棄物最終処分量	最終処分量	t		
⑨ 総排水量	公共用水域	m <sup>3</sup>			
	下水道	m <sup>3</sup>			
	BOD	g			

### 3. 指標毎の取りまとめ

① 総エネルギー投入量 (MJ)

年(      年      月      ~      年      月)

		単位	合計(年)			単位発熱量 (B)	
			使用量・ 消費量 (A)	エネルギー量 (MJ) (A×B)	割合 (%)		
総エネルギー投入量	購入電力	昼間の電気	kWh			9.97 (MJ/kWh)	
		夜間の電気	kWh			9.28 (MJ/kWh)	
		<b>購入電力合計</b>	<b>MJ</b>				
	化石燃料	灯油	L				36.7 (MJ/l)
		A 重油	L				39.1 (MJ/l)
		都市ガス	Nm <sup>3</sup>				41.1 (MJ/Nm <sup>3</sup> )
		液化天然ガス(LNG)	kg				54.5 (MJ/kg)
		液化石油ガス(LPG)	kg				50.2 (MJ/kg)
		ガソリン	L				34.6 (MJ/l)
		軽油	L				38.2 (MJ/l)
		<b>化石燃料合計</b>	<b>MJ</b>				
	新エネルギー	太陽光	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		太陽熱	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		風力	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		水力	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		燃料電池	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		廃棄物	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		<b>新エネルギー合計</b>	<b>MJ</b>				
	その他	熱供給(蒸気)	MJ				
		<b>その他合計</b>	<b>MJ</b>				
<b>総エネルギー合計</b>		<b>MJ</b>					

○網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

○エネルギー量は、燃料使用量・消費量に単位発熱量を乗じて（燃料使用量・消費量×単位発熱量）求めてください。

○上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、単位発熱量を調べて、空欄を設けて記入してください。

○LPGの消費量を気体 (m<sup>3</sup>) として把握している場合については 1m<sup>3</sup>=2.07kg として換算してください。

○この表では、重油を全てA重油として算出しています。

○購入電力の単位発熱量の出所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四条別表第三です。

○化石燃料に関する排出係数の出所は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条別表第一です。

② 総物質投入量

年(      年 月 ~      年 月)

		合計(年)	
		実績(t)	割合(%)
総物質投入量(トン)	資源の種類		
		資源投入量合計	
	循環資源		
		循環資源量合計	
	その他		
		その他合計	
総物質投入量合計			

- 資源の種類(循環資源も同様)
- ・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等)
  - ・プラスチック(種類毎)
  - ・ゴム
  - ・ガラス
  - ・紙(PPC用紙、印刷用紙等)
  - ・農産物 等
- その他
- 重量で把握可能な、主要な部品、原材料、製品

- 網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。
- まずは主要な物質から把握してください。総物質投入量は、重量(単位はトン)で把握してください。
- 事業者内部で循環的に利用(再使用、再生利用、熱回収)している物質は対象外となります。
- 総物質投入量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量又は総製品販売量と廃棄物等総発生量を足し合わせて算出する方法もあります。

③ 水資源投入量

年(      年 月 ~      年 月)

		単位	合計(年)	
			実績(m <sup>3</sup> )	割合(%)
水資源投入量(m <sup>3</sup> )	上水	m <sup>3</sup>		
	地下水	m <sup>3</sup>		
	海水、河川水	m <sup>3</sup>		
	雨水	m <sup>3</sup>		
	合計	m <sup>3</sup>		

- 網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。
- 1L=0.001m<sup>3</sup>、 1m<sup>3</sup>=1,000L
- 事業所内で循環的に利用している量は対象外となります。

④ 温室効果ガス排出量（必須項目である二酸化炭素排出量のみ掲載）

年( 年 月 ~ 年 月)

		単位	合計(年)			排出係数 (B)	単位発熱量 (C)	
			消費量 (A)	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (A×B) or (A×B×C)	割合			
二酸化炭素	エネルギー消費	購入電力		kWh		0.555 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
		化石燃料	灯油	L			0.0679 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	36.7 (MJ/l)
			重油	L			0.0693 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	39.1 (MJ/l)
			都市ガス	Nm <sup>3</sup>			0.0506 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	41.1 (MJ/Nm <sup>3</sup> )
			液化天然ガス(LNG)	kg			0.0495 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	54.5 (MJ/kg)
			液化石油ガス(LPG)	kg			0.0598 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	50.2 (MJ/kg)
			ガソリン	L			0.0671 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	34.6 (MJ/l)
			軽油	L			0.0687 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	38.2 (MJ/l)
		化石燃料合計						
		その他	熱供給	MJ			0.057 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	
	その他合計							
	エネルギー消費合計							
	廃棄物焼却処	産廃	一般廃棄物(廃プラのみ)	t			2695 (kg-CO <sub>2</sub> /t)	
			廃油	t			2919 (kg-CO <sub>2</sub> /t)	
			廃プラスチック	t			2556 (kg-CO <sub>2</sub> /t)	
廃棄物焼却処理合計								
その他								
	その他合計							
二酸化炭素合計								

○網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

○LPGの消費量を気体(m<sup>3</sup>)として把握している場合は 1m<sup>3</sup>=2.07kgとして換算してください。

○この表では、重油を全てA重油として算出しています。

○上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合は、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.6)」（環境省地球環境局）を参照して、排出量を算出してください。

○購入電力の単位発熱量の出所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四条別表第三です。

○化石燃料に関する排出係数及び単位発熱量の出所は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条別表第一です。なお、前述の排出係数は炭素換算値のため、本チェックシートでは、44/12を乗じてCO<sub>2</sub>換算値にしてあります。

「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」については、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.6)」（環境省地球環境局）を参照し、各々の事業者にあった集計表を作成してください。

⑤ 化学物質保管量・排出量・移動量等

年(      年      月      ~      年      月 )

		合計(年)										
		排出(漏洩)量(t)				移動量(t)		保管量(t)	回収量(フロン類のみ)(t)	破壊量(フロン類のみ)(t)		
		大気への排出	公共用水域への排出	当該事業所における土壌への排出	当該事業所における埋立処分	下水道への移動	当該事業所の外への移動	当該事業所内の保管				
化学物質(トン)	PRTR対象物質	フロン類										
		小計										
	小計											
	その他の物質											
		小計										
	合計											

- 網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。
- 化学物質排出量及び移動量は、重量（単位はトン）で把握してください。
- PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法には①物質収支を用いる方法、②排出係数を用いる方法、③実測値を用いる方法、④物性値を用いる方法、⑤その他の方法、等5つの方法があります。
- PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法の詳細については、環境省・経済産業省の「PRTR 排出量等算出マニュアル 第2版」（2001年4月発行、2003年1月改訂）を参照してください。

⑥総製品生産量又は総製品販売量

年(      年      月      ~      年      月)

	製品等名		単位	合計(年)	
				生産量	
総製品生産量又は総製品販売量(トン)	製品	重量		t	
				t	
				t	
				t	
				t	
			合計	t	
		重量以外			
	環境負荷低減に資する製品	重量		t	
				t	
				t	
			合計	t	
		重量以外			
容器包装使用量			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
	合計		t		

- 生産量又は販売量のいずれかを把握して下さい。
- 網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。
- 総製品生産量又は総製品販売量のいずれかを把握して下さい。
- 容器包装使用量については、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の製造量及び使用量を集計して下さい。

⑦&⑧ 廃棄物等総排出量、食品廃棄物及び廃棄物最終処分量

年( 年 月 ~ 年 月)

			循環資源量(t)		廃棄物量(t)		廃棄物最終処分量(t)	合計(t)
			再使用	再生利用	熱回収	単純焼却		
廃棄物等総排出量 (食品廃棄物は除く)	一般廃棄物	紙類	白上質紙					
			新聞紙					
			段ボール					
			その他の紙					
		かん						
		ビン						
		ペットボトル						
		紙パック						
		発泡スチロール等						
		プラスチックごみ						
		粗大ごみ						
		その他可燃ごみ						
	その他不燃ごみ							
	小計							
	産業廃棄物	汚泥						
		金属くず						
		廃プラ						
		特別管理	廃油					
		廃酸・廃アルカリ						
		有害産業廃棄物						
	小計							
計								
食品廃棄物	①発生量			t	①実際に発生した食品廃棄物等の量 発生量=③+④+⑤+⑥+⑦			
	②発生抑制量			t	②発生抑制の効果として減少した食品廃棄物等の量			
	③再生利用の実施量			t	③再生利用過程に投入された食品循環資源の量			
	④熱回収の実施量			t	④熱回収に投入された食品循環資源等の量			
	⑤減量の実施量			t	⑤減量の効果として減少した食品廃棄物等の量			
	⑥再生利用等以外の実施量			t	⑥再生利用等以外の過程に投入された食品循環資源の量			
	⑦廃棄物としての処分の実施量			t	⑦廃棄物としての処分された食品廃棄物等の量			
	再生利用等の実施率			%	再生利用等実施率=②+③+④+⑤×0.95 <sup>3</sup> ／①+②			

<sup>3</sup> 熱回収量については、熱回収省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入できます。  
また、食品廃棄物の残さ（灰分に相当）率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮して0.95を乗じています。

**【食品廃棄物とは】**

食品の製造や調理過程で生じる動植物性残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等を言います。また、食品リサイクル法では、食品廃棄物のうち、肥料、飼料等に有効活用されるものを食品循環資源と呼ぶこととしています。

**【食品廃棄物の記入に当たっての留意点】**

○一般廃棄物のうち「厨芥ごみ」については①表に含めて下さい。

○産業廃棄物のうち「動植物性残さ」についても①表に含めて下さい。

なお、動植物性残さの事例としては次のようなものを指します。

①動物性残さ

魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等

②植物性残さ

ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、海苔かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等

**【その他】**

○網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

○上記の分類はあくまでも例です。現状に沿った分類による記入表を作成してください。

⑨ 総排水量及び水質汚濁物質

⑨-1 総排水量

年( 年 月 ~ 年 月)

			単 位	合計(年)	
				実績(m <sup>3</sup> )	割合(%)
総排 水量 (m <sup>3</sup> )	公共用水域	河川	m <sup>3</sup>		
		湖沼	m <sup>3</sup>		
		海域	m <sup>3</sup>		
		各種水路	m <sup>3</sup>		
		公共用水域合計	m <sup>3</sup>		
	下水道	m <sup>3</sup>			
	合計				

○網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

○1L=0.001m<sup>3</sup>、 1m<sup>3</sup>=1,000L

○事業所内で循環的に利用している量は対象外となります。

○再利用、処理等を行っていない雨水の排水については、対象外となります。

⑨-2 水質汚濁物質

年( 年 月 ~ 年 月)

		合計(年)			
		平均濃度		排水量(m <sup>3</sup> )	排出量(g)
		値	単位		
水質汚濁物質	BOD				
	COD				

○網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

○BOD、CODは、事業場からの排出について測定したそれぞれの濃度を記入してください。

○一定期間のその濃度の平均値に、その期間における総排水量を乗じて各々の負荷量を算出してください。

## 別表2 環境への取組みの自己チェックリスト

### 1. 食品リサイクル等の取組みに関する項目

<b>1) 製品の開発等における食品リサイクル・環境への配慮</b>	
① 製品（プライベートブランド商品を含む）開発に当たっての配慮	
	商品の包装は可能な限り簡素化している
	自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる
② 製品の出荷、販売後における負荷の削減	
	容器包装等の回収・リサイクルに取り組んでいる
<b>2) 食品廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理</b>	
① 食品廃棄物の発生そのものを押さえる取組み	
	製造段階や調理段階の工程において、不良品等の発生抑制に取り組んでいる
	製造量、または販売量に合わせた食材の仕入れを行っている
	ロスが出ない製品・材料への仕入れの見直しに取り組んでいる
	賞味期限の迫った商品の特価販売を行っている
	調理方法の改善による調理くずの削減に取り組んでいる
	その他、食品廃棄物の発生抑制に取り組んでいる
② 生産工程における取組み	
	生産に使用する原料について、有機農産物等環境に配慮した原料を優先的に使用している
③ 食品廃棄物等の分別・熱回収・減量	
	食品廃棄物とその他廃棄物を分別するための容器等を設置するなど分別を適切に行っている
	食品廃棄物の腐敗を防止するための対策を行っている（冷蔵・生ごみ処理機等）
	臭気や害虫を防止するための措置を講じている
	食品廃棄物の保管場所には掲示を行い、清潔を維持している
	再生利用が困難な食品廃棄物については、熱回収（メタンやバイオディーゼルと同等以上の効率によるエネルギー回収ができる場合に限る）をしている
	再生利用できない食品廃棄物については、減量（脱水・乾燥・発酵・炭化）している
<b>3) トレーサビリティ（追跡確認）及び再生資源の使用</b>	
① 再生利用状況の把握	
	再生利用事業者と定期的にコミュニケーションを図っている
	再生利用事業者等から求められる食品循環資源の発生状況や含有成分について情報を提供している

	委託した再生利用事業者の施設を視察したことがある
	委託した再生利用事業者の受入れ量は、許可の能力に見合っていることを確認している（過剰保管）
	堆肥、飼料、油脂・油脂製品、メタンの再生後の利用先（農林漁業者その他）を書面（売買契約書等）により確認している
	再生利用から生じる産業廃棄物（中間処理残さ）の行き先（最終処分場等）を現地視察したことがある
② 再生資源使用への取組み	
	食品リサイクルにおいて、生成された再生資源（食品循環資源由来）を利用している
	食品リサイクルにおいて、自社排出の再生資源（食品循環資源）を、再度、自社利用している（リサイクルループ）
4) 食品循環資源の再生利用への取組み	
4) -1 自事業所（組織）内において再生利用する場合	
① 食品循環資源としての用途	
	食品循環資源を肥料、飼料等の原材料として利用するために譲渡している
	食品循環資源を肥料として再生利用している
	食品循環資源を飼料として再生利用している
	食品循環資源を油脂・油脂製品として再生利用している
	食品循環資源をメタン、エタノール、水素等として再生利用している
② 再生利用としての肥料・飼料の取組み	
	特定肥飼料等の安全性を確保し、その品質を向上させるための措置を講じている
	食品循環資源及び特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、その含有成分の安定化を図っている
	肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法に適合させている
	飼料の製造を行うときは、飼料安全法により定められた基準及び規格に適合させている
	配合飼料の製造を行うときは、粉末乾燥処理を行っている
③ 再生利用としての油脂・油脂製品化の取組み	
	異物の混入の防止及び分別を徹底している
	自然発火を防ぐため消化器を設置しており、保管も衛生的になっている
	飼料用油脂の場合、成分規格や製造等の基準を満たしている
④ 再生利用としてのメタン化の取組み	
	分別を十分に行い硬質異物や発酵不適物を除去している
	固体、液体の発酵残さを適切に処理している
4) -2 委託先において再生利用する場合	
	食品循環資源を委託先において肥料として再生利用している
	食品循環資源を委託先において飼料として再生利用している
	食品循環資源を委託先において油脂・油脂製品として再生利用している

	食品循環資源を委託先においてメタンとして再生利用している
--	------------------------------

## 2. 事業活動へのインプットに関する項目

<b>1) 省エネルギー、新エネルギー使用の拡大</b>	
	風力発電、水力発電、地熱発電、燃料電池等の新エネルギーの導入をしている
	太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用している
	コージェネレーション（発電の際の排熱を利用すること）システムを導入している
	省エネルギー型空調設備を積極的に導入している
	ごみ焼却熱等の廃熱を利用している
	コピー機、パソコン、プリンター等のOA機器について、エネルギー効率をチェックし、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入している
	二重窓、複層ガラスの設置等により建物の断熱性能を向上させている
	日射の室内への導入、床や壁面での蓄熱、通風の活用等により、太陽エネルギーを自然なかたちで使っている
	ヒートポンプを導入している

<b>2) 省資源、グリーン購入</b>	
① 再生紙の使用	
	コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋等、印刷物・パンフレット等、トイレトペーパー、名刺、その他の紙について、再生紙または未利用繊維への転換を進めている
	再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用の目標・基準を立て、使用状況を把握しながら取り組んでいる
<b>3) 節水、水の効率的利用</b>	
	雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等を提案している
	雨水を地下浸透させる設備（浸透升等）の導入や工夫を行っている
	汚排水の再利用（中水利用）を行っている
	節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に導入している
	地盤沈下が問題となる地域にあっては、地下水くみ上げの削減を行っている
	トイレに「水流し音発生器」を取り付ける等、トイレ用水を節約している
	蛇口に節水こま（適量の水を流す機能を持つこま）を設置している
	水道配管からの漏水を定期的に点検している

### 3. 事業活動からのアウトプットに関する項目

<b>1) 二酸化炭素の排出抑制、大気汚染等の防止</b>	
① 日常業務の管理に当たっての配慮	
	空調の適温化（冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）を徹底している
	空調を必要な区域・時間に限定して行っている
	空調・冷却設備の保守点検をこまめに行っている
	照明の適正化、昼光の利用、スイッチの適正管理を積極的行っている
② 生産プロセスの管理に当たっての配慮	
	ボイラー等において、低空気比運転等の熱管理を徹底している
③ 大気汚染物質排出量の削減	
	大気汚染の少ないプロセス・機器を採用している
	その他、大気汚染物質排出量の削減のための取組みを実施している
④ 悪臭、騒音、振動等の防止	
	悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている
	低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止するとともに、日常的な測定・監視を実施している

<b>2) 化学物質対策</b>	
① 化学物質の管理の徹底	
	有害性のおそれのある化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理している
	化学物質の安全性に関する情報伝達のための MSDS(化学物質安全性データシート)を使用している
	有害物質の輸送、保管等に当たり、事故時の汚染防止のための準備や訓練を行っている
	PRTR に取り組んでいる
	塩素系有機溶剤等の削減、代替物質への転換に取り組んでいる
	燃料油や溶剤等の揮発の防止に取り組んでいる
	屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる
② 特定フロンの削減、適正処理	
	オゾン層を破壊する特定フロンの削減、全廃（生産用フロン、冷却設備・空調設備の冷媒用フロンの削減、ハロン消化設備等の代替）を行っている
	特定フロンの回収・適正処理に取り組んでいる
③ 温室効果ガス（HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 等）の排出抑制	
	製品購入の際には、できるだけ HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 等を使用していない製品を選ぶように配慮している
	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 等を使用している製品を廃棄する際の回収に取り組んでいる
<b>3) 排水処理</b>	
	水質汚濁の少ないプロセス・機器（廃液の回収・再利用等）を採用している
	排水処理装置を適切に設置している
	排水が閉鎖性水域（湖、内湾等）に流入する場合は、窒素・磷の除去対策を講じている
	排水処理にクローズドシステムを採用している
	水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている
	排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行っている
	事故や災害の際の汚染防止対策のための準備や訓練を行っている
<b>4) 輸送に伴う配慮</b>	
① 適正輸送・配送方法の工夫	
	最大積載量に見合った輸送単位の設定を行っている
	共同輸配送、帰り荷の確保に取り組んでいる
	発注・輸送の計画化・平準化、行き過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行っている
	通い箱（繰り返し使用する梱包材）を利用している

	駐車場、荷さばき場の確保等による周辺交通への障害を防止している
<b>5) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理</b>	
<b>① 廃棄物の発生そのものを抑える取組</b>	
	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している
	リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入・使用している
	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用している
	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用しているものを採用している
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている
	包装・工法（段ボール、漁箱等）の削減、再使用に取り組んでいる
	製造段階での工程廃棄物及び不良材等の発生抑制に取り組んでいる
<b>② 生産工程・出荷・販売等に際して梱包等に関する配慮</b>	
	簡易包装の推進、多重包装の見直し、量り売り、ばら売りの推進等により、包装紙、容器、買い物袋、食品トレイ、ラップ等の削減に取り組んでいる。
	詰め替え式の容器・製品の販売促進に取り組んでいる
	リターナブル容器入りの製品の販売に取り組んでいる
	紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等の店頭回収・リサイクルに取り組んでいる
	生産工程から発生する金属屑、紙くず、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備を導入している
<b>③ 廃棄物等の適正処理</b>	
	廃棄物管理票(マニフェスト)をもとに廃棄物の適正な処理を確認している
	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、チェックしている
	廃棄物焼却の際、塩化ビニール等焼却に適さない物が混入しないよう徹底するとともに、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行っている
	メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋立処分を抑制している
	委託する産業廃棄物の収集運搬業者と委託契約を書面にて適切に契約している
	委託する産業廃棄物の中間処分業者と委託契約を書面にて適切に契約している
	委託する一般廃棄物の収集運搬業者と委託契約を書面にて適切に契約している
	委託する一般廃棄物の中間処分業者と委託契約を書面にて適切に契約している

#### 4. 環境経営システムに関わる項目

<b>1) 仕組み・体制の整備</b>	
① 関連法規等の遵守状況	
	大気汚染防止法に関し、揮発性有機化合物の排出基準を遵守している
	騒音規制法に関し、指定地域内における深夜騒音の規制基準値を遵守している
	悪臭防止法に関し、指定地域内における悪臭の基準値を遵守している
	浄化槽法に関し、年1回以上、浄化槽の保守点検、清掃を実施している
	その他環境関連法規制を遵守している
	法規制等の最新情報を常に入手している
② 実施体制の構築等	
	システムを実行するに当たり、役割分担や責任、権限等が明確に定められている
	活動等を実行するに当たり、担当する者、あるいは組織が明確になっている
	活動等を実施するに当たり、必要な人材や情報、その他の資源が用意できる体制がある
③ コミュニケーション	
	全活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている
④ 取引先への働きかけ等	
	協力会社、納入会社、委託業者、子会社等について、環境保全（食品リサイクル等）の面から評価し、その選定に活かしている
	委託契約等に環境保全（食品リサイクル等）への配慮が契約管理に組み込まれている
	協力会社、子会社等に教育プログラムを提供している
⑤ 活動計画の運用、実行	
	活動上、必要な作業手順や運用基準等が明確に定められている
⑥ 継続的改善	
	定期的に監視、監視測定を行い、目標と実績を評価し、是正処置等を適切に行っている
	年1回以上内部監査を行っている
	年1回定期的に代表者による評価と見直しが行われている
<b>2) 環境教育、環境保全活動の推奨等</b>	
① 従業員への教育・訓練の実施及び意識の向上	
	従業員に食品リサイクル意識の向上や、活動に必要な教育を行う計画を定めている
	従業員が活動上必要な資格、能力等を保有できるよう養成している
	委託・協力会社等の従業員等についても、必要な意識、能力等を保有するよう、対応をとっている
	従業員の教育のプログラムがある

<b>3) 情報提供、社会貢献、地域の環境保全</b>	
① 事業上の環境に関する情報の提供、公表	
	環境の主要な目標、担当者の連絡先等を公表している
② 環境に関する取組み等に関する外部の関係者の意見等の聴取	
	外部の関係者の意見を聴取する窓口を設けている
③ 環境に関する団体等への参加、支援	
	環境に関する基金・団体の設置、既存の基金・団体を支援している（人材派遣、資金面での援助、従業員の給与の端数を集めた寄付、広報活動への協力等）
	環境関係の基金等へのマッチングギフト（従業員労働組合等の任意の寄付と同額の寄付を事業主として行うこと）を行っている
	地域のボランティア活動等に積極的に参加し、協力や支援を行っている
	環境に関連する表彰制度を実施している
	大学に環境関係の寄附講座を開く等、研究機関への支援を行っている
<b>4) 海外事業における環境配慮</b>	
	進出先の従業員、周辺住民等に必要な情報を積極的に提供し、環境配慮に関する企業広報を積極的に行っている
	進出先の環境配慮の取組に対する本社の支援体制を整備している
	進出先国の排出基準、目標等を順守しているとともに、その基準が日本より緩やかな場合は、日本の基準を適用している
	進出に当たって、進出先の環境に与える影響の事前評価と、進出後の環境影響の事後評価によるフィードバックを行っている

## 参考資料

### 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)

食品リサイクル法は、循環型社会の構築をめざし、食品関連事業者に食品廃棄物の再生利用等に取り組むことを求めています。

法令等の詳細については、農林水産省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/kankyuu.htm](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/kankyuu.htm)

概要については、(財)食品産業センターのホームページを参照してください。

<http://www.shokusan.or.jp/sys/upload/307pdf1.pdf>

発生を抑制する、再生利用する、熱回収する、減量するが再生利用等に取り組むときの優先順位です。

まず、生産、流通、消費の各段階で食品廃棄物そのものの発生を抑制する。次に、再生资源化できるものは飼料や肥料などへの再生利用を行う。再生利用が困難な場合に限り熱回収をする。さらに、廃棄されるものは脱水・乾燥などで減量して処分がしやすいようにします。

食品リサイクル法では、「発生の抑制」「再生利用」「熱回収」「減量」に取り組むことを再生利用等という言葉で表現しています。また、食品関連事業者がこれらを実施するにあたっての基準が定められています。

個々の食品関連事業者毎に、  
再生利用等の実施率目標が設定されました。

食品関連事業者の再生利用等への取組に格差が生じている現状を踏まえ、個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標（「基準実施率」といいます）が、新たに設定されました。

食品関連事業者は、毎年、その年度の再生利用等実施率が、食品関連事業者ごとに設定されたその年度の基準実施率を上回ることが求められます。基準実施率は、毎年アップします。

## ◆再生利用等実施率の算出方法

### 再生利用等実施率の計算式

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{その年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95^{\ast} + \text{減少量)}}{\text{その年度の(発生抑制量+発生量)}}$$

※熱回収量については、熱回収省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入できます。  
また、食品廃棄物の残さ（灰分に相当）率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮して0.95を乗じています。

## ◆基準実施率の算出方法

### 基準実施率の計算式

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度の基準実施率に応じた増加ポイント}$$

※平成19年度の基準実施率は、平成19年度の再生利用等実施率（実績）とします。

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

※平成19年度の再生利用等実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算します。

## ◆再生利用等実施率及び基準実施率の計算の例

下記の条件を仮定し、A事業者の平成20年度の再生利用等実施率を計算して、その年度の目標（基準実施率）が、達成されたかどうか、確かめてみます。

	平成19年度	平成20年度
食品廃棄物等の発生量	100トン	101トン
再生利用量	40トン	41トン
熱回収量	0トン	0トン
減少量	5トン	5トン
処分量	55トン	55トン
製造数量	400万個	420万個

### ●平成20年度の食品廃棄物等の発生量と発生抑制量



Step 1. 平成19年度再生利用等実施率を計算します

$$\text{平成19年度の再生利用等実施率} = \frac{\text{平成19年度の(再生利用量40トン+減量5トン)}}{\text{平成19年度の発生量100トン}} = 45\%$$

Step 2. 平成19年度の再生利用等実施率を用いて、平成20年度の再生利用等の実施率目標となる基準実施率を計算します

Step1で計算した平成19年度の再生利用等実施率が45%でしたので、平成20年度および以降の基準実施率は下記のようになります。

●基準実施率	平成20年度	45% + 2% =	47%	← この基準実施率がA事業者の目標となります。 A事業者は、毎年、その年度の基準実施率を上回る取組を行う必要があります。
	平成21年度	47% + 2% =	49%	
	平成22年度	49% + 2% =	51%	
	平成23年度	51% + 1%* =	52%	
	平成24年度	52% + 1% =	53%	

※平成23年度は前年度の基準実施率が50%以上なので増加ポイントは1%になります(前頁の表を参照)。

Step 3. 平成20年度の基準実施率の達成状況を確認します

$$\text{平成20年度の再生利用等実施率} = \frac{\text{平成20年度の(発生抑制量4.2トン+再生利用量41トン+減量5トン)}}{\text{平成20年度の(発生抑制量4.2トン+発生量101トン)}} = 47.7\%$$

平成20年度の再生利用等実施率 47.7% > 平成20年度の基準実施率 47% → A事業者は目標を達成したことになります。

食品リサイクル法の改正ポイント

●再生利用等に「熱回収」が加わりました

食品循環資源の再生利用が、経済的または技術的に著しく困難であって、メタン化と同等以上の効率でエネルギーを回収できる場合は「熱回収」を選択できるようになりました。

●定期報告義務が設けられました

食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者（「食品廃棄物等多量発生事業者」という）は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄物の発生量および食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが、義務づけられました。毎年度、6月末日までに前年度の状況について、原則として電子申請により報告します。